

台湾日本人会会則

(民国92年3月7日修正)

一条：(名称)

本会は「社団法人臺灣日本人會」(英文名=Japanese Association in Taiwan)と称する。

第二条：(目的)

本会は会員相互の親睦と福祉の増進並びに日華親善をはかる事を目的とする。

第三条：(事業)

本会は第二条の目的を達成するため次の諸事業を行う。

- 一、会員の調査登記事項。
- 二、会員の福祉増進事項。
- 三、会員相互の扶助及び補導。
- 四、会員相互間の紛糾の調停。
- 五、学校の設立及び運営に関する事項。
- 六、公共団体又は本会が必要と認めたものに対する寄付又は贈与行為。
- 七、会員の親睦に関する事項。
- 八、必要に応じて本会の動産、不動産を所有する行為。
- 九、政府委託事項の処理。
- 十、そのほか本会の目的を達成するために必要と認められる行為。

第四条：(本部及び支部)

本会は台北市に本部を置き、必要な場合、理事会の決議に依り、並びに主管機関の許可を得て台中市、高雄市又は他の縣市にそれぞれ支部を置くことができる。支部の運営に関する関連事項は理事会によって定める。

第二章 会員

第五条：(会員資格)

本会会員は次の通りとする。

- 1、個人会員：台湾地区に居住する満二十歳以上の日本人、本会が認める満二十歳以上の者は申し込みによって個人会員となることができる。
- 2、法人会員：台湾地区に事務所を有する日本法人、或いは日本法人、個人が台湾地区に投資設立している現地法人は法人会員となることができる。一法人会員毎に一名の代表を推薦し、権利を行使する。

第六條：(入会)

会員として入会するには申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第七条：(権利)

会員は総会議決権、理監事の選挙権、被選挙権を有すると共に本会の行う事業に参加することが出来る。

第八条：（義務）

会員は会費納付、会則並びに議決事項を遵守しなければならない。

第九条：（退会及び除名）

本会会員は書面をもって本会を退会することが出来る。但し、一ヶ月前に提出しなければならない。本会会員は法令や会則を違反し、或いは総会決議を遵守せず本会に大きな被害を蒙らせる場合、総会の決議に依って除名することが出来る。退会或いは除名された会員には入会金、会費及び寄付金を返却しない。

第三章役員

第十条：（理監事）

本会は理事二十三名、監事五名を置く。並びに理事候補三名、監事候補一名を置くことができ、理事・監事に欠員を生ずる場合、それぞれ順序により補充する。

第十一条：（選挙）

理監事候補者は会員若しくは理監事会が推薦するものとし総会において選挙される。

第十二条：（任期）

理事・監事は共に無給職であり、任期は一年とし再任することが出来る。理事長の再任は一回とする。但し、新任理監事が就任する迄はなおその職務を行う。

第十三条：（理事）

理事は理事会を構成し、本会則第十四、十五、十八、廿二条に定める職務を行う。

第十四条：（常務理事）

理事の互選に依り常務理事三名を選出する。常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、予め理事長が指名した常務理事がその職務を代行する。

第十五条：（理事長）

理事の互選に依り常務理事の中から理事長一名を選出する。理事長は本会を代表し会務を統轄する。

第十六条：（監事）

監事は監事会を構成し、本会則第十七、十八、廿三条に定める職務を行う。

第十七条：（常務監事）

監事の互選に依り常務監事一名を選出する。常務監事は監事会を統轄す

る。常務監事に事故ある時は予め常務監事が指名した監事はその職務を代行する。

第十八条：(欠員の補充)

1、理監事に欠員を生じ、理監事候補者を置く場合は第十条の規定に依り理監事候補者が補充する。補充後もしくは理監事候補者がいない場合、理事三名以上、監事一名以上の欠員に生ずる場合には臨時総会を開いて補充選挙を行うことが出来る。但し、理監事人数は会則で定める人数の三分の二に達していない場合は直ちに臨時総会を開いて補充選挙を行わなければならない。補充選挙で選ばれた理監事の任期は前任者の残任期間とする。

2、理事長に欠員を生じたる場合には直ちに理事会を開き理事互選に依り常務理事の中から理事長一名を選出する。

3、常務理事に欠員を生じたる場合には、直ちに理事会を開き理事の互選に依り常務理事を補充する。

4、常務監事に欠員を生じたる場合には、直ちに監事会を開き監事の互選に依り常務監事を補充する。

第十九条：(名誉役員)

本会は理事会の議決を得て名誉理事長一名、名誉顧問並びに顧問一名を委嘱することが出来る。その任期は当期理事、監事の任期と同様である。

第二十条：(総幹事)

本会は理事会の議決を得て事務局を設置し、理事長の指名する総幹事が之を統轄する。

第四章 会議

第廿一条：(総会)

1、総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は毎年一回、臨時総会は理事会の決議に依り必要と認める場合、又は会員総数五分の一以上の要求若しくは監事会の書面要求に依り理事長が召集する。但し本会は法人登記を行った後、臨時総会は会員総数十分の一以上の要求に依り理事長が召集することが出来る。

2、総会は本会最高の決議機関であり、本会則に定めるもののほか次の事項を議決する。

A 理監事の選挙

B 会則の改正

C 事業計画と予算

D 事業報告と決算

E 理監事会で決議された事項

F 入会費、年会費、会務費及び会員からの寄付金金額と寄付方式等

の決議

3、総会の議長は理事長とする。

第廿二条：(理事会)

1、理事会は三ヶ月に一回以上、理事長の召集に依り開催し、次の事項について審議決定する。

A 重要会務の決定

B 建議事項の審査

C 総会開催

D 理事長が必要と認めた場合、理監事合同会議を開催

E その他必要と認めた事項

2、理事会の議長は理事長とする。

第廿三条：(監事会)

1、監事会は六ヶ月に一回以上、常務監事の召集に依り開催し次の各項について審議決定する。

A 会費収支の監査

B 会務進行状態の審査

2、監事会の議長は常務監事とする。

第廿四条：(総会の成立と議決)

総会での議決は会員過半数の出席、並びに出席者過半数以上の同意を得て施行する。但し次の事項の議決に関し、出席者三分の二以上の同意を得て施行する。

一、会則の改定及び変更。但し本会は法人登記を行った後、会則の変更に
関し、出席者四分の三以上の同意、若しくは会員三分の二以上の同意
書を得て施行する。

二、会員の除名。

三、理事、監事の罷免。

四、財産の処分。

五、本会の解散。但し本会は法人登記を行った後、全会員三分の二以上
の同意を得て施行する。

六、その他会員の権利義務に関連する重大な事項。

会員は総会に欠席する場合、書面にて他の会員を委託し、代理出席する
ことができ、会員一人一名の代理に限られる。

第廿五条：(各会議の成立及び決議)

第廿二条及び第廿三条に定める理、監事会諸会議はそれぞれ会議を構成
する者の過半数の出席を要し、その議決は出席者過半数の同意を得て有
効とする。

第五章 部会

第廿六条：(部会)

1、第二条の目的及び第三条の事業を実施するため理事会の議決を得て各種部会を設置及び廃止することができる。

2、各部長は理監事の中から理事長が委嘱する。

第六章日本人学校

第廿七条：(学校の設立と運営)

1、会員の子教育を完遂するため、中華民国政府の許可を得て日本人学校を設立し、小学部、中学部を置く。

2、日本人学校の運営は日本人学校運営委員会を設置し之に委嘱する。理事長、支部長或いは理事長が指定する理監事一名が委員長を兼任し統轄する。運営に関する規則は理事会の議を経て理事長が別に定める。新設校設立の場合も之に準ずる。

第七章資産及び会計

第廿八条：(収入項目)

1、本会の収入は次の各項を以て構成する。

A会費(入会金を含む)

B寄付金品

C補助金

Dその他

2、前項の会費、寄付金品、補助金は次の通り定める。

A入会金(入会時に一括納入する)

個人会員：新台幣500元(満二十歳以上の日本人留学生は半額とする)。

夫婦会員：新台幣一、000元。

法人会員：新台幣一、000元。

B会費

個人会員：年額新台幣一、300元。夫婦会員の場合は二、000元とする。

(満二十歳以上の日本人留学生は半額とする)。

法人会員：

法人会員は所属日本人の数五名毎に一口と定め、五名未満の場合是一口する。一口につき年額新台幣七、000元と定め、加入口数一口を増す毎に年額新台幣七、000元を加算する。

C特別会費：本会は理事会の議決を得て、特別会費を徴収することが出来る。

D寄付金品補助金：本会は理事会の議決を得て、寄付金品、又は補助金を受け入れることが出来る。

第廿九条：(資産の管理)

本会の資産は理事長が管理し、その管理規則は理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第三十条：(会計年度)

会計年度は毎年一月一日に始まり十二月末日に終わる。

第卅一条：(会計処理)

会計処理に関する細則は理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第卅二条：本会解散後の余剰財産について本会所在地の地方自治団体或いは主管機関指定の機関団体に帰属するものとする。

第八章附則

第卅三条：(会則規定外事項の処理)

本会会則規定外的事项は関係法令に準拠して処理する。

第卅四条：(施行及び改正)

本会則は総会の承認を得て主管官署に報告し許可を得てこれを施行する。改正の時もまた同じ。